

公益信託 片山和夫社会福祉奨学基金 助成金給付対象者募集のお知らせ

公益信託 片山和夫社会福祉奨学基金
受託者 株式会社りそな銀行

本公益信託は、高齢者・障害者福祉に強い関心を持ち、自らが介護福祉士の資格取得を目指されておられた故 片山和夫氏の遺志を引継ぎ、故 片山和夫氏のご家族である片山昌子氏、片山隆夫氏、中大路恵美子氏、片山博彦氏（追加寄付）が共同して資金を拠出し、高齢者や障害者の看護・介護に従事する人材の養成を図り、社会福祉の向上に寄与することを目的として設定されました。（この公益信託の概要につきましては、以下の通りです。）

この公益信託の趣旨に応じて多数の方からの申し込みを受け、これまでの奨学金の受給者は、延べ390名を超え、看護師・社会福祉士・介護福祉士などの資格を取得してご活躍されておられる方も増えております。

つきましては、奨学金給付対象者を以下のとおり募集いたしますので、奨学金（1人あたり月額2万円）の給付を希望される方は、募集要項に基づき、募集窓口宛にお申し込みください。

<公益信託の概要>

名 称	公益信託 片山和夫社会福祉奨学基金
基金設立	平成5年1月
財 産	金銭 当初8千万円
目 的	看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士等、精神保健福祉士等の資格取得を志す者に対して奨学金を給付することにより、高齢者や障害者の看護・介護に従事する人材の養成を図り、社会福祉の向上に寄与すること。

<募集要項>

1. 応募資格	看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の資格取得のための専門学校等に在学する方で次の各号のいずれかに該当する方 ①兵庫県下の専門学校等に在学する方 ②兵庫県出身で他府県の専門学校等に在学する方 <u>※当基金が助成対象とする資格を保有されている方は対象外です。</u>
2. 提出書類	本公益信託所定の「奨学金給付申請書」「履歴書」ならびに所得の証明書の写し（就業の有無にかかわらず生計を一にする成人のご家族（申請者ご本人を含む）は、前年の公的所得証明書（市区町村発行の課税証明書等をご提出ください。源泉徴収票、確定申告は不可。） <u>※ご応募にあたっては、書類に記載のある方皆さまで「公益信託関連業務における個人情報の利用について」を必ずご覧になり、個人情報の利用目的や情報の提供先等受託者における個人情報の取扱をご確認いただき、この取扱にご同意を得た上で必要書類をご提出くださいますようお願いいたします。</u>
3. 提出期限	2019年5月31日（金）（消印有効）
4. 給付の決定	本公益信託運営委員会の審議により、給付の可否ならびに給付金額を決定します。
5. 報告書提出	奨学金給付者には、学年の修了後、所定の「近況報告書」を提出していただきます。
6. 募集窓口	〒135-8581 東京都江東区木場1丁目5番65号 深川ギャザリア W2 棟 株式会社りそな銀行 信託ビジネス部 営業店サポートグループ 公益信託担当 TEL 03-6704-3359 FAX 03-5632-5944

以上

<必ずご覧ください>

公益信託関連業務における個人情報の利用について

公益信託からの助成を申請する皆さまへ

株式会社りそな銀行
(公益信託受託者)

弊社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、公益信託からの助成金の給付申請者等の個人情報（申請書類に記載のある個人情報）を下記の業務内容及び利用目的の達成に必要な範囲で提供先とともに利用いたします。

公益信託の助成事業の遂行にあたってこの取扱は不可欠なものであり、助成金の給付申請にあたっては、申請書類に個人情報の記載がある皆さまに本紙記載の取扱をご確認いただき、これにご同意を得た上で、申請書類をご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

- ・ 業務内容
 - 公益信託の助成事業遂行に必要な業務
(助成先の審査・決定、助成金給付及び基金の管理に付随する業務)
- ・ 利用目的
 - 公益信託の助成事業への申込に伴う審査、決定及び助成金給付の際の判断のため
 - 公益信託の事業執行の妥当性の判断並びに基金の業務及び管理を適切に遂行するため
- ・ 個人情報提供先
 - 公益信託関係者
(例) 運営委員、信託管理人、委託者、運営事務局、業務委託先
 - 主務官庁

以 上